

福知山河川国道事務所の河川事業概要

国土交通省 近畿地方整備局
福知山河川国道事務所長 大西 民男

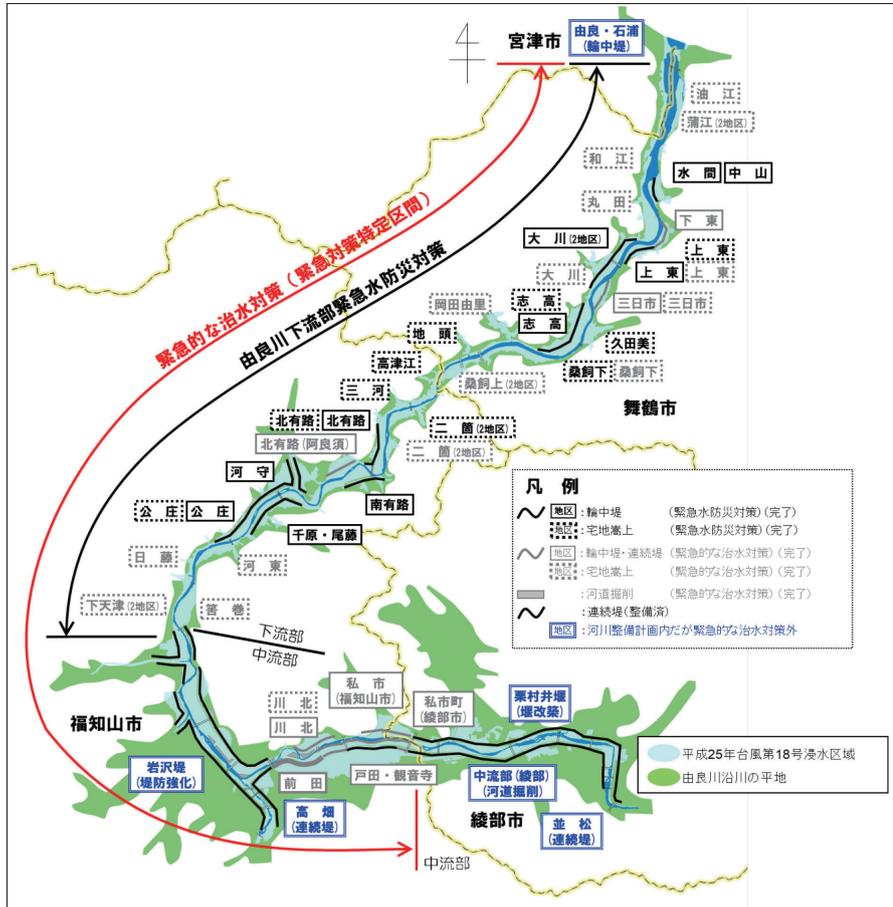


図-1 緊急的な治水対策（緊急対策特定区間）
・由良川下流部緊急水防災対策 位置図

福知山河川国道事務所では、京都北部の一級河川由良川（河口～綾部市の54.1km）、支川土師川（2.3km）の管理及び改修事業を行っています。

河川事業

由良川では、平成16年台風第23号により下流部で甚大な洪水被害に見舞われたことから、河川整備計画の整

備内容の輪中堤及び宅地嵩上げの早期完成に向けて「由良川下流部緊急水防災対策」として実施し、平成28年3月に完了しています。（図-1）

事務所では、同台風による甚大な被害状況等を踏まえ、さらなる治水安全度の向上を図るため、新たな河川整備計画を平成25年6月に策定しました。しかしながら、同年9月に発生した台風第18号において大きな洪水被害が発生したことを受け、平成16年及び25年の洪水で2度浸水した区間を「緊急対策特定区間」とし、河川整備計画の整備内容を大幅に前倒した「由良川緊急治水対策」を実施しました。（図-1）

これは「由良川下流部緊急水防災対策」と同じく、下流部で輪中堤（写真-1）の整備並びに宅地嵩上げ（写真-2）を行う他、中流部においては連続堤（写真-3）の整備等を行うものです。輪中堤の整備については令和2年5月に概成。宅地嵩上げについては、同年3月に対象となる全ての地権者との補償契約が完了となっています。



写真-1 輪中堤



写真-2 宅地嵩上げ



写真-3 連続堤

また、中流部においても連続堤を整備し、令和4年3月に緊急的な治水対策が完了しています。

その他「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、河道掘削や樹木伐採等を3年間（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施し、引き続き令和3年度より、新たに「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」として、由良地区（写真-4）、並松地区（写真-5）の堤防整備や中流部の河道掘削等を計画的に進めているところです。

なお、由良川では内水被害が顕著化しており、平成26年8月の豪雨により福知山市街地で甚大な内水被害が発生したことを受けて、関係機関である京都府及び福知山市と連携し、同降雨による床上浸水被害の軽減を図るため、総合的な治水対策を実施しています。国、京都府、福知山市の三者が役割分担のもと河川改修、貯留施設の整備、排水機場の整備（国においては荒河排水機場、弘法川排水機場、法川排水機場の新設・増強）（図-2）を行い、令和2年5月に完了しています。

また、平成29年台風第21号及び平成30年7月豪雨において大江地区等に内水による浸水被害が発生したことから、量産型の車両用エンジンを動力に用いたマスプロダクツ型排水ポンプ設備（写真-6）を設置し、社会実

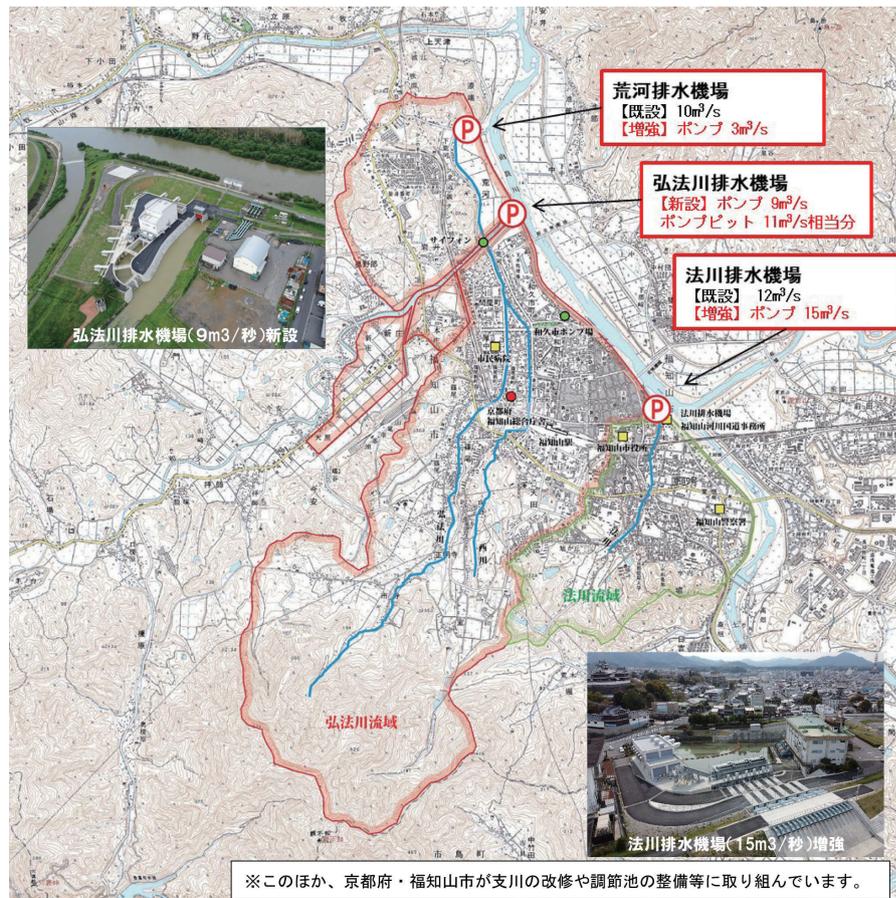


図-2 床上浸水対策特別緊急事業 位置図

装に向けた現場実証試験を福知山市と協力し行っています。

今後、わが国における治水事業は、気候変動による水災害リスク増大に備える必要があります。

そのために、由良川では令和5年8月に河川整備方針について気候変動の影響による降雨量の増大を考慮したものに見直しを行いました。

また、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者により、流域全体で行う治水対策「流域治

水」へ転換し、流域全体でハード・ソフト一体の事前防災対策に取り組むため、国、京都府、兵庫県及び流域市町、関係機関からなる「由良川流域治水協議会」を設置し、令和3年3月「由良川水系流域治水プロジェクト」を策定し流域治水対策を進めています。こちらについても、令和5年8月に気候変動による影響を考慮した「由良川水系流域治水プロジェクト2.0」を新たに策定し、一体となって流域治水対策を進めています。



写真-4 由良地区



写真-5 並松地区



写真-6 マスプロダクツ型排水ポンプ設備